平成２８年（フ）第１２２号
愛媛県新居浜市桜木町10番52号、住民票上の住所愛媛県新居浜市東雲町１丁目３番６号
債務者　村中　隆治
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２４９号
福岡県久留米市北野町乙吉109番地９
債務者　平田美惠子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２４３号
長崎県長崎市虹が丘町１番１号　道ノ尾病院、旧住所長崎県長崎市浜町３番５―707号
債務者　城谷　京子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
長崎県長崎市田上２丁目13番８号、住民票上の住所長崎県長崎市油屋町５番６号　ニューよこはま内
債務者　木下　美和（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４６号
宮崎県日南市岩崎１丁目12番16号
債務者　小田中征男
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第４２９号
鹿児島県いちき串木野市湊町３丁目200番地ヴィラエクシード101
債務者　木山満紀子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８０号
北海道岩見沢市大和３条４丁目４番地６　ルピナス34Ａ　101号室
債務者　貝澤　洋平
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１４６９号
さいたま市大宮区大門町３丁目191番地　今井ビル703、旧住所東京都台東区日本堤１丁目７番３号
債務者　田口　進一
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８４号
埼玉県戸田市本町１丁目３番４―704号
債務者　尾方香代子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６９１号
埼玉県越谷市千間台東２丁目478番地　吉岡ハイツ103
債務者　伊藤　綾美
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
長野県飯田市正永町１丁目1217番地５（県営住宅59―14号）
債務者　淺野　雅子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１３８７号
名古屋市西区比良４丁目245番地　サンプラザカト２Ｂ号、従前の住所愛知県知多郡阿久比町大字椋岡字菱田８番地58
債務者　小村　大樹
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５０８号
名古屋市中川区吉津３丁目321番地の１
債務者　竹田　昌美
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２号
山口県下関市細江町２丁目４番１―1002号　市営細江住宅
債務者　西岡　明子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３７２号
大分県別府市駅前本町６番35号　幸コーポ203号
債務者　石田　和美
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２９２号
沖縄県豊見城市字真玉橋83番地１　グレースコート金城302号
債務者　西村　英治
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３９９号
熊本市中央区帯山６丁目２番60号　吉田ハイツ106号
債務者　田上志津子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係